

## 休日保育のご案内

### ●対象児童●

市内に住所があり、市内の認可保育所、小規模保育事業所（よつぎっ子えん西、よつぎっ子えん東及び家庭保育室ひまわりに限る。）又は認定こども園（多摩川幼稚園に限る。）に通園している児童（1号児は除きます。）で、保護者の就労等により日曜・祝日に保育が必要な方（著しく心身に障がいがある児童や、疾病により療養中の児童は除きます。）

※ 既に提出している就労証明書で日曜・祝日も勤務することが確認できれば、添付書類は不要ですが、確認できない場合は、別紙『休日勤務証明書』が必要となりますので、あらかじめご準備ください。

### ●実施日●

日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（元日は除きます。）

### ●受入時間●

午前8時から午後6時までとなります。保育短時間認定を受けている方については、通常の保育時間が午前8時半から午後4時半となり、その時間帯を超えて利用する場合は、別途、延長保育料がかかります。その場合は、当日園にお支払いください。

### ●実施施設●

あきる野市上代継300番地 西秋留保育園 電話：042-558-1105

### ●その他●

- ・冠婚葬祭では利用できません。ショートステイやファミリーサポートをご利用ください（問い合わせ先：子ども家庭支援センター）。
- ・お子様の負担軽減のため、必ず1週間に1日以上は、登園しない日を設けてください。

（利用手順等は、裏面をご覧ください。）

## ●利用手順●

### 1 【初回利用児童の場合】

- ① まず、保育課保育係に電話でご相談ください。既に提出されている就労証明書で、ご利用できる要件があるかどうかを確認させていただきます。
- ② 既に提出されている就労証明書で要件の確認ができない場合は、「休日勤務証明書」の提出が必要となりますので、保育課窓口にご提出をお願いします。  
※ 郵送による提出も可能ですが、郵送された場合は、到着が確認でき次第、保育課から連絡しますので、その後に③の手順に進んでください。
- ③ 西秋留保育園に直接連絡し、面談の日程を調整するのに加えて、利用希望日の利用可否の確認をお願いします。
- ④ 面談の終了後、利用希望日の前月15日までに、申請書入力フォームへの入力をお願いします。

※申請後、希望日の追加や日時の変更を希望する場合には、直接申請せず、まず保育課に直接ご連絡ください（前月15日まで）。

### 【2回目以降の利用児童の場合】

利用希望日の前月15日までに、直接申請書入力フォームに入力をお願いします（保育課窓口で申請も可）。

※ 前回の利用から長期間経過している等、園でお子様の状況を確認する必要がある場合には、園から直接ご連絡させていただくことがあります。

※ 申請後、希望日の追加や日時の変更を希望する場合には、直接申請せず、まず保育課に直接ご連絡ください（前月15日まで）。



（申請書入力フォーム URL, QR コード：<https://logoform.jp/f/l44kf>

- 2 利用希望日の前月15日以降に、利用可否を確認し、決定通知書を送付させていただきます。  
※ 受入枠に限度があるため、ご利用できない場合があります。

## ●注意事項●

- ・申請した後で休日保育を利用する必要がなくなったときは、原則、利用日の10日前までに保育課保育係と西秋留保育園にご連絡ください。
- ・利用日当日にキャンセルされる場合は、できる限り午前7時までに、次の夜間専用電話にご連絡ください。  
夜間は、専用電話へ 090-8743-0181（前日の午後6時以降）
- ・給食はないので、ミルク・お弁当・水筒・おやつを持参してください。



問い合わせ先  
あきる野市役所 保育課保育係 電話：042-558-1111  
(内線：2651)